

富良野市議会の改革について

令和3年度版

(令和4年3月31日まで)

目 次

1. 議会改革の経過	
(1) 議会運委員会事務調査 (平成 9年第 1 回定例会)	1
(2) 議会改革懇話会 (平成 12 年 3 月 21 日設置)	1
(3) 議会改革懇話会 (平成 15 年 6 月 25 日設置)	2
(4) 議会改革特別委員会 第 1 次 (平成 17 年 12 月 16 日設置)	2
(5) 議会改革特別委員会 第 2 次 (平成 19 年 5 月 11 日設置)	3
(6) 議会改革特別委員会 第 3 次 (平成 21 年 3 月 23 日設置)	3
(7) 議会改革特別委員会 第 4 次 (平成 23 年 5 月 13 日設置)	4
(8) 議会改革特別委員会 第 5 次 (平成 25 年 3 月 19 日設置)	4
(9) 議会改革特別委員会 第 6 次 (令和元年 6 月 21 日設置)	5
(10) 議会改革特別委員会 第 7 次 (令和 3 年 6 月 23 日設置)	5
2. 主な実施内容	
(1) 議会広報紙の発行	6
(2) 一般質問のあり方	6
(3) 市議会ホームページ	6
(4) 市設置の各種審議会、委員会への議員の所属	6
(5) 議員定数	7
(6) 政務調査費 (政務活動費)	7
(7) 反問権	7
(8) 傍聴規則	7
(9) 議会開催告知ポスターの掲示	8
(10) FM ラジオ (ラジオふらの)	8
(11) 議会報告会	8
(12) 議員倫理の明確化	8
(13) 会派政党制	8
(14) 自由討議	9
(15) インターネットを活用した議会中継	9
(16) 一般会議	9
(17) 議会基本条例の制定	9
(18) 議会基本条例の検証	9
(19) 欠席事由の明確化	10
(20) グループウェア運用管理に関する基準の制定	10

1. 議会改革の経過

(1) 議会運営委員会事務調査「議会活性化の取り組みについて」

(平成9年第1会定例会)

① 議会広報の発送

市広報紙内に掲載していたが、単独発行を始める（平成11年2定から）

② 一般質問のあり方

一般質問の席について、初回は登壇し2回目以降は自席より質問する（平成10年4定から）

③ 予算決算審査の方法

・予算審査については、審査日程を2日間から3日間へ変更と新規事業及び大規模な事業変更については資料を求める（平成11年2定から）

・決算審査については、特別委員会の人数を7名から議長、議選監査を除く全議員の1／2とする（平成9年度会計決算から）

(2) 議会改革懇話会

(平成12年3月21日設置)

条例に基づかない任意機関として設置し、構成は議長、副議長（座長）及び各会派、政党から選出された7名の議員で構成された。

〈協議事項〉

- ① 市設置の各種審議会・委員会への議員の所属
- ② 議員の海外派遣の取り扱い
- ③ 常任委員会のあり方
- ④ 議長の常任委員会所属の取り扱い
- ⑤ 一般質問日数の取り扱い
- ⑥ 議会傍聴に関する要望の取り扱い

〈具体化された事項〉

- ① 市設置の各種審議会・委員会への議員の所属については、法令で所属が義務づけされているものを除き就任しない
- ② 議員の海外派遣を凍結する
- ③ 一般質問の会派政党代表を排し、人数の制限を撤廃、質問者が10人以内は2日間、10人を超える場合は3日間とすることを申し合わせる

(3) 議会改革懇話会

(平成 15 年 6 月 25 日設置)

議会改革懇話会のあり方について、市民の見える議会改革の必要性と市議会の根幹に関わる改革の推進の観点から以下の 6 点の課題を整理し「議会改革特別委員会」の設置について代表者会議に提案を行い、本格的な改革への取り組みが始まった

〈議会改革の課題〉

- ① 議会制度について
- ② 議場の改善について
- ③ 政策能力の向上について
- ④ 市長部局と議会の関係について
- ⑤ 市民と議会の関係について
- ⑥ 情報公開について

(4) 議会改革特別委員会 第 1 次

(平成 17 年 12 月 16 日設置)

〈具体化された事項〉

- ① 議員報酬の削減（年報酬額の 10% 相当削減）
- ② 議員定数の削減（20 名から 2 名削減し 18 名とする）
- ③ 一般質問における一問一答方式の導入
- ④ 傍聴規則の改正
- ⑤ 政務調査費・反問権の取り扱い整理

〈今後の課題〉

- ① 常任委員会の調査事項、開催日時を通知して傍聴を促進する
- ② テレビ・ラジオ等で議会中継やインターネット・ビデオで議会の公開
- ③ 市民への公開を迅速に行うため議事録及び会議録の IT 化
- ④ 議会広報の紙面づくり等の情報内容の整備と充実、費用対効果の検証
- ⑤ 議会報告会の開催についての検討
- ⑥ 議員協議会のあり方の検討
- ⑦ 議員の政治倫理の明確化
- ⑧ 広聴事業として市民懇談会（一般会議）の設置
- ⑨ 共同参画に向けた参考人制度と公聴会の活用
- ⑩ 移動委員会・出前委員会の開催の検討

(5) 議会改革特別委員会 第2次

(平成 19 年 5 月 11 日設置)

〈具体化された事項〉

- ① 議会開催告知ポスターの掲示（平成 19 年 4 定より）
- ② 議会独自のホームページの開設（平成 20 年 9 月 1 日より）
- ③ 議会広報の読みやすい紙面づくり（平成 20 年第 38 号より）
- ④ FMラジオによる代表質問の試験放送（平成 20 年 1 定）
- ⑤ FMラジオにより議会情報の提供（平成 21 年 1 定より年 4 回）
- ⑥ 反問権の取り扱い整理（議長の許可を得て議員に質問の主旨を確認することの徹底）
- ⑦ 報議員酬の削減（年報酬額の 10% 相当額、年度毎に協議）

〈今後の課題〉

- ① 反問権のさらなる検討
- ② 住民参加と説明責任（議会報告会など）
- ③ 議員研修の充実（議員塾の活用）
- ④ 議員の政治倫理の明確化
- ⑤ 常任委員会、特別委員会の公開促進
- ⑥ 参考人制度、公聴会の活用
- ⑦ 議員による政策討論（自由討議など）
- ⑧ 議員定数について
- ⑨ 議会基本条例について

(6) 議会改革特別委員会 第3次

(平成 21 年 3 月 23 日設置)

〈具体化された事項〉

- ① 議会報告会の実施（平成 21 年試行実施、以後継続して実施）
- ② 議員定数について（18 名維持の結論）
- ③ 議員倫理の明確化（議会要覧に 2 項目を明記）
- ④ 会派政党制について（一人政党の代表権について）
- ⑤ 自由討議について（規定、運用を図る）
- ⑥ 反問権の取り扱いについて（質問主旨の確認項目についての整理）
- ⑦ 議員報酬の削減（年報酬額の 10% 相当額、平成 22 年度まで）

〈今後の課題〉

- ① 議会報告会のあり方について
- ② 広報広聴活動のあり方について
- ③ 一般会議について

- ④ 自由討議の充実について

(7) 議会改革特別委員会 第4次

(平成 23 年 5 月 13 日設置)

〈具体化された事項〉

- ① 議会報告会について（継続実施）
- ② 広報広聴活動について（FMラジオおよびホームページ、議会中継の動画配信の検討、動画配信は平成 25 年 1 定から本格実施）
- ③ 一般会議について（導入の決定）
- ④ 自由討議について（平成 23 年第 3 定において初めて実施）

〈今後の課題〉

- ① 議会報告会のあり方について
- ② 広報広聴活動のあり方について
- ③ 議員定数について
- ④ 議会基本条例について
- ⑤ 常任委員会、特別委員会のあり方と公開について

(8) 議会改革特別委員会 第5次

(平成 25 年 3 月 19 日設置)

〈具体化された事項〉

- ① 議会報告会でのテーマ提示による実施
- ② 議員定数について（18 人維持の結論）
- ③ 議会基本条例について（平成 27 年 1 月 1 日施行）
- ④ 議会基本条例の制定に伴う各種事項の精査について
 - ・委員会傍聴規定の制定
 - ・自由討議の実施要綱の制定
 - ・議会報告会実施要綱の制定
 - ・議会とまちづくりトーク（一般会議）の実施要綱の制定
 - ・各種申し合わせ事項の精査

(9) 議会改革特別委員会 第6次

(令和元年6月21日設置)

〈具体化された事項〉

- ① 議会広報紙の紙面レイアウト変更（令和2年3定から）
- ② 議会基本条例の検証時期と方法の明確化
- ③ 議員定数について（現状維持もしくは削減で決定、具体数については継続調査）

〈検討した事項〉

- ① 議会モニター制度について
- ② 子ども議会について

上記2点については、実施に向けて準備を進めていたが新型コロナウイルス感染拡大により実施を見送った。

(10) 議会改革特別委員会 第7次

(令和3年6月23日設置)

令和3年12月現在、調査を進めている。

〈検討している事項〉

- ① 議員定数について

2. 主な実施内容

※表示している年度は実施開始もしくは平成9年度以降に始めて検討を行った年度です

(1) 議会広報紙の発行

[平成11年度]

これまで富良野市広報紙内に掲載していた、議会広報を平成11年第2回定例会から単独発行を始めた。平成20年第1回定例会発行分（第38号）より読みやすい紙面づくりに取り組んだ。さらに、令和2年第3回定例会発行分（第91号）より、読みやすい紙面づくりとして、レイアウト変更、表紙のカラー化、タイトルを「フラノギガイ」とし、裏表紙には「議会の中からこんにちは」と題し議会の取り組みなどを紹介するコーナーを設けた。

(2) 一般質問のあり方

[平成10年度]

平成10年第4回定例会から、初回は登壇し2回目以降は自席より質問することとした。

平成12年3月21日設置の議会改革懇話会において、一般質問における会派政党代表を排し、人数の制限を撤廃、質問者が10人以内は2日間、10人を超える場合は3日間とすることを申し合わせる。

平成17年12月16日設置の第1次議会改革特別委員会において一問一答方式の導入について検討。1回目の質問は登壇して全問まとめて質問をし、その答弁に対する再質問からは自席で一問一答方式により行うこと。また、論点が細部にわたることから、より具体的に記入できる一般質問通告書の様式に改めることを平成18年第2回定例会において報告し、平成18年第3回定例会より実施。

(3) 市議会ホームページ

[平成20年度]

平成20年9月1日より、富良野市議会独自のホームページを開設した。ホームページには、定例会や臨時会、各委員会等の開催案内、会議録の公開、市議会広報紙の掲載などを行っている。

(4) 市設置の各種審議会、委員会への議員の所属

[平成12年度]

市設置の各種審議会、委員会への議員の所属については、法令で所属が定められているものを除き就任しない。

(5) 議員定数

[平成 17 年度]

昭和 41 年（市制施行）	→ 定数 30 人
昭和 50 年	→ 定数 26 人
平成 3 年	→ 定数 24 人
平成 11 年	→ 定数 22 人
平成 15 年	→ 定数 20 人
平成 19 年	→ 定数 18 人

(6) 政務調査費（政務活動費）

[平成 17 年度]

平成 12 年 5 月 31 日に地方自治法の一部改正がなされ条例により地方議会の議員の調査研究に必要な経費の一部として、議会における会派または議員に対して政務調査費を交付することが可能となり、富良野市議会においても議論が行われた。結果としては、政務調査費を必要とする根拠が不明であること、導入した場合においても公私の区分、目的と使途の整合性が明確に出来ない等の点から議論が熟しない段階での導入は時期尚早として導入しないことで決定。令和 3 年 12 月現在においても導入していない。

(7) 反問権

[平成 18 年度]

一般質問において、権利として反問権は規定しないが理事者側から質問者に対して質問の主旨を確認できることとした。平成 27 年 1 月 1 日施行の富良野市議会基本条例第 8 条第 2 号に「議長から本会議及び委員会への出席を要求された市長等は、議員の一般質問及びその他質疑に対してその主旨を確認することができる」と明記。同条第 3 号において、一般質問以外の議員提案の議案等については「議長から本会議及び委員会への出席を要求された市長等は、議員の政策提言及び提出議案等に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる」と規定したが、一般質問における反問権の付与には至っていない。

(8) 傍聴規則

[平成 18 年度]

傍聴規則について、わかりづらい文言や古い表現を削除し、携帯電話の持込など新たに対応しなければいけない事項の追記など整理を行った。

(9) 議会開催告知ポスターの掲示

[平成 19 年度]

平成 19 年第 4 回定例会より、定例会開催の告知ポスターを制作し公共施設等市内各所に掲示。

(10) FMラジオ（ラジオふらの）

[平成 19 年度]

平成 20 年第 1 回定例会における代表質問をコミュニティ FM ラジオふらのにて試験放送を実施した。平成 21 年第 1 回定例会より年 4 回、同 FM による議会情報の提供を行っている。現在も、代表質問や一般質問を編集し放送している。

(11) 議会報告会

[平成 21 年度]

平成 21 年に 2 地区で議会改革特別委員会 7 名により試行実施、さらに 3 地区で議員 18 名を 3 班に分けて試行実施した。平成 22 年には 9 会場で 3 班に分けて市内全域を対象に実施、実施義務について議会要覧に明記することを確認した。（現在は富良野市議会基本条例で実施義務を明文化）

(12) 議員倫理の明確化

[平成 21 年度]

富良野市議会議員規範として議会要覧に次の 2 項目を明記。

- ・議員は市民全体の代表者として、市政に関する権能を信託された者であり、市政に関する役割と責務を自覚するとともに、自ら研鑽を積み、良心及び責任を持って行動しなければならない。
- ・議員は、常に倫理の向上に努めその地位を利用し影響力を不正に行使するなど、市民の疑惑を招く事のないように行動しなければならない。

現在は、富良野市議会基本条例に同義で規定

(13) 会派政党制

[平成 21 年度]

平成 21 年 3 月 23 日設置の議会改革特別委員会において、委員会等における代表権を有するには、本来複数でなければならない事を自覚するとともに、全市的立場で情報を共有し行動する最大限の努力が必要との認識で一致。

平成 27 年 1 月 1 日富良野市議会基本条例に施行に合わせ、会派政党制から会派制に移行。

(14) 自由討議

[平成 22 年度]

平成 23 年、議会運営委員会において規定し運用を開始。平成 23 年第 3 回定例会において、議会報告会についての自由討議を初めて実施した。

(15) インターネットを活用した議会中継

[平成 24 年度]

平成 24 年第 4 回定例会の一般質問からユーストリームを利用し試験配信を実施、平成 25 年第 1 回定例会から本格的に実施。実施にあたっては富良野市議会中継実施要綱を作成し、第 1 条の目的から第 9 条の委任まで議会中継に関わる要綱を定め実施後は中継実証テストの評価として、項目毎に評価検証を行い本格実施に向けて改善を図ってきた。(現在は YouTube を利用し配信)

(16) 一般会議（議会とまちづくりトーク）

[平成 24 年度]

より幅広く住民の声を聞く機会を設け、多様な意見を聴取し、発生する諸課題への対応と政策提案の拡大を図ることを目的に、年齢を問わず、団体、個人グループから希望があれば対応し開催する一般会議（議会とまちづくりトーク）の導入を決定。実施要綱を作成し、平成 25 年 1 月 1 日から受付を開始。

(17) 議会基本条例の制定

[平成 27 年度]

平成 12 年の議会改革懇話会からスタートし、住民自治の進展を目指し、市民への情報発信を重ね改革を行い、一定程度の先進的な改革が実現出来たことから、さらなる取り組みと議会や議員の果たす役割、市民と議会の関係、執行機関と議会の関係など議会運営の根本原則を明確化し、議会のあるべき姿をより追求し、後退させないため、富良野市議会基本条例を平成 27 年 1 月 1 日制定施行した。

(18) 議会基本条例の検証

[令和 2 年度]

富良野市議会基本条例第 22 条第 1 項に定めている検証について、令和 2 年に議会改革特別委員会にて議論を行い、検証時期と方法について明確化した。検証時期は議員任期の中間年で行うこととし、検証方法は、評価可能な条文毎に 4 段階評価し、実施状況と課題を記載できる検証シートを用いて行うこととした。

(19) 欠席事由の明確化

[令和3年度]

令和3年9月22日富良野市議会会議規則第2条欠席の届出に疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できない場合、また、出産前後の期間において欠席の事由となることを明確化した。

(20) グループウェア運用管理に関する基準の制定

[令和3年度]

令和3年6月議会のICT化を進めるためグループウェアの運用を開始し、これに伴い、議員並びに議会事務局との円滑な情報共有やコミュニケーション等を実現し、事務の迅速化及び効率化を図るために富良野市議会グループウェア運用管理に関する基準を制定した。

基準の検討にあたっては、議会ICT推進プロジェクトチームを設置しグループウェアの選定並びに検証を行い進めてきた。アプリケーションについては、WORKSモバイルジャパン株式会社が提供する「LINE WORKS」とした。